(2) 当該登録等又は届出の年月日
(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由
(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
(1) 違反した法令の規定
(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ハ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ロに該当することとなった場合にあっては、資本金の額又は出資の総額が令第十八条の四の九第一項に定める金額に満たなくなった年月日及び理由

ニ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ハに該当することとなった場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者に該当した年月日

ホ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
(1) 該当することとなった者の氏名
(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
(3) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
(5) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
(7) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ヘ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号ロに該当することとなった場合にあっては、国内における代理人を定めていない者に該当した年月日

ト　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった年月日及び理由

五　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称